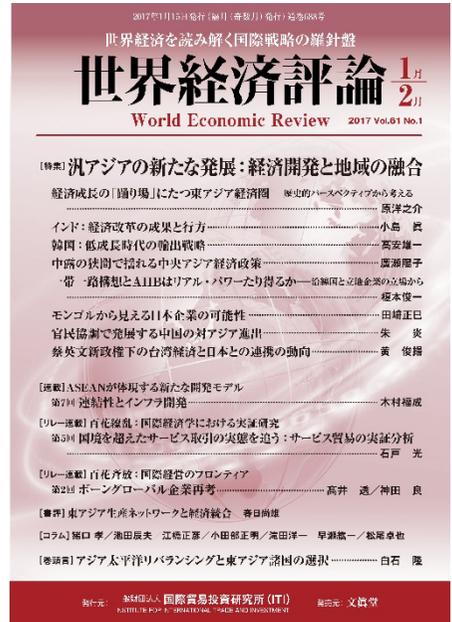


本論文は

世界経済評論 2017年 1/2月号

(2017年 1月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF



定期購読
期間中

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

国境を超えたサービス取引の実態を追う： サービス貿易の実証分析

石戸 光

千葉大学法政経済学部教授

いしど ひかり 東京大学工学部・経済学部卒業，ロンドン大学東洋アフリカ研究学院経済学研究科博士課程修了，Ph.D. 国連開発計画プログラムオフィサー，日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員などを経て現職。

サービスとは、触れることのできない経済的な付加価値である。サービス貿易のデータには現在まだ統計上の限界があるが、サービス貿易の実態面での拡大は日本経済だけでなく世界経済の発展に大きな役割を持っている。またデータの整備にともなって、今後さまざまな分析の可能性がある。サービス貿易には WTO により定義される4つのモードがあり、WTO におけるサービス貿易自由化の約束表には「市場アクセス」と「内国民待遇」との2つの側面があって、自由化の申し出（「譲許」）を行うことで自由化を推進しており、多くの FTA においてこの自由化方式が採用されている。特に FTA を通じたサービス貿易の自由化は、日本企業（サービス業だけでなく、サービスを必要とするすべての製造業も含む）にとって海外展開が大きなビジネスチャンスとなる。サービス貿易の自由化度の計測は、今後さらなる自由化の余地があることを示し、またサービス貿易自由化の効果分析は、サービス関連の投資や貿易を拡大させている点を見出しているが、まだまだ分析途上である。サービス貿易の実証分析は、企業にとっての経営判断の一助になるだけでなく、経済分析者にとって「エキサイティング」で未開拓な研究領域である。

1 経済はサービス貿易している

(1) そもそもサービス貿易とは

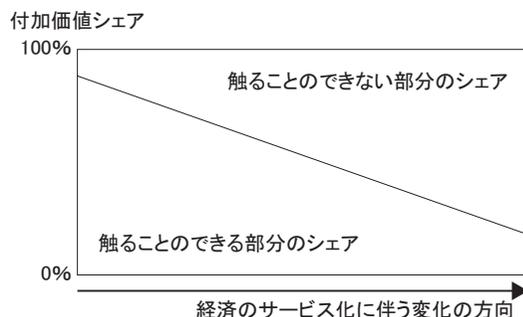
金融や保険、通信、運輸、法務サービスといった経済活動は「サービス産業」と分類される。サービスとは、触ることができない、無形の経済的な付加価値である

そして国境をまたいだサービスの売買、これこそが本稿でとりあげる「サービス貿易」である。

実は現代経済においては、付加価値に占め

る「触れることのできない部分」のシェアが高まっている（図1）。いわゆる「経済のサービス化」である。21世紀以降、日本でも GDP に

図1 関税削減スケジュール



(出所) Gasos and Thoben (2003), Fig.2.7 を修正。

占めるサービスのシェアはおよそ70%となった。また、「触れることのできる財」の生産においてもサービス化は高まっている。たとえばコンタクトレンズという財は、破損した場合に交換可能なサービスが付加されていることが多く、消費者は財そのものよりも、視界が良好という「こと」を商品として購入しているといえる。すると携帯電話サービスは、通話ができるという「こと」を商品としていることになるが、モノとしての携帯電話機も依然として必要な要素である。このような意味で、財とサービスの違いはきわめて曖昧になりつつあり、統計の作成にもモノとサービスの実務的な区別がとて大きな影響を与えるようになった。また経済のサービス化の進展にともない、サービス貿易やその自由化は日本経済の発展にとってもますます重要となった。貿易のみならず、対日サービス投資の拡大も、日本政府によって重要な対外

経済政策の柱と位置づけられている。また企業レベルで見ると、製造業のみならず日本のサービス産業の企業も、海外展開により大きなビジネスチャンスを得るようになった。

近年では日本の貿易額全体のおよそ20%をサービス貿易が占めており、そのシェアは少しずつ高まっている。しかしながら、前述のとおり、日本のGDPに占めるサービスのシェアが約70%であることを踏まえると、現状のサービスの貿易のシェアは未だ低いといえる。詳細は後述するが、現在のサービス貿易統計には多くの限界があるが、そうした限界を考慮してもなお、日本のサービス貿易のシェアは他国との比較において非常に低い水準にとどまっている。

表1は世界の主要国のサービス貿易額（受取および支払）を示す。サービス貿易では、財貿易の「輸出」にあたるものを「受取」、輸入にあたるものを「支払」と呼んでおり、対価の授

表1 世界のサービス貿易上位10カ国（上段が受取、下段が支払）

単位：百万ドル

順位*	国	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2014年
1	米国	73,093	146,460	217,353	285,362	371,928	544,357	710,565
		72,030	117,050	141,410	218,252	302,754	402,029	477,424
2	イギリス	31,306	56,422	79,796	120,397	207,674	238,754	361,679
		22,957	48,737	65,677	99,747	162,830	169,143	215,757
3	ドイツ	30,399	62,662	80,231	83,150	163,869	237,807	277,609
		35,929	84,137	130,756	137,256	210,993	263,008	330,712
4	フランス	35,557	76,457	84,090	82,703	122,221	144,9731	276,134
		25,891	61,052	66,117	65,509	106,962	32,213	252,315
5	中国	3,055	5,855	19,130	30,430	74,404	171,203	232,010
		2,524	4,352	25,223	36,031	83,795	193,321	383,023
6	日本	21,648	41,384	65,274	69,238	110,210	141,457	163,061
		31,252	84,281	122,626	116,864	134,256	157,571	192,305
7	インド	3,384	4,625	6,775	16,685	52,527	123,762	156,252
		3,903	6,090	10,268	19,188	47,287	116,842	137,597
8	オランダ	13,796	29,302	45,917	49,319	80,085	95,397	154,955
		14,948	29,708	44,770	51,339	73,307	85,405	159,979
9	シンガポール	4,688	121,811	27,329	28,540	55,674	112,308	140,433
		3,554	8,642	21,205	30,095	55,233	96,463	141,559
10	アイルランド	1,302	3,445	5,017	18,538	59,920	97,833	133,372
		1,547	5,178	11,303	31,272	71,437	107,270	144,956
	世界全体	394,887	804,224	1,190,334	2,519,999	2,519,999	3,637,077	4,879,031
		424,269	846,298	1,212,127	1,512,496	2,402,656	3,379,389	4,715,541

(注) 上段が受取、下段が支払。* 2014年の受取での順位。

世界全体で受取と支払が一致しないのは誤差による。

(出所) IMF, Balance of Payment Statistics をもとに国際貿易投資研究所が整理したもの。

受の視点から言及するのが通例である。同表には10位までしか掲載していないが、20位までみた場合も欧米諸国に比べて中国日本を含むアジア主要諸国が目立ち、アフリカおよびラテンアメリカ諸国は一国も含まれていない。サービス貿易が先進国主導により行われているという現状は、経済のサービス化が先進国で著しいことの反映といえる。サービス貿易の収支が黒字なのは米国、イギリスのほかフランス、スペインなどのヨーロッパ諸国である。アジアに目

を転ずると、中国、日本および韓国は赤字であるが、シンガポールおよび香港はおおむね黒字となっている。またソフトウェア・サービスの輸出が成長しているインドにおいても2005年以降黒字となっている。

つぎに、WTOによるサービスの分類について見てみよう。表2を見ると、まずサービス一般が実務サービスや通信サービスなどの12の大分類に分けられ、その下に55の中分類と155の小分類（表2では未掲載）に分けられて

表2 WTOによるサービス分類

1. 実務サービス	7. 金融サービス
A. 自由職業サービス	A. 全ての保険及び保険関連のサービス
B. 電子計算機及び関連のサービス	B. 銀行及びその他の金融サービス（保険を除く）
C. 研究及び開発のサービス	C. その他
D. 不動産に係るサービス	
E. 運転者を伴わない賃貸サービス	8. 健康に関連するサービス及び社会事業サービス
F. その他の実務サービス	A. 病院サービス
	B. その他の人に係る健康サービス
2. 通信サービス	C. 社会事業サービス
A. 郵便サービス	D. その他
B. クーリエサービス	
C. 電気通信サービス	9. 観光サービス及び旅行に関連するサービス
D. 音響映像サービス	A. ホテル及び飲食店（仕出しを含む）
E. その他	B. 旅行業サービス
	C. 観光客の案内サービス
3. 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	D. その他
A. 建築物に係る総合建設工事	
B. 土木に係る総合建設工事	10. 娯楽、文化及びスポーツのサービス
C. 設置及び組立工事	A. 興行サービス
D. 建築物の仕上げの工事	(演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む)
E. その他	B. 通信社サービス
	C. 図書館、記録保管所、博物館及びその他の文化サービス
4. 流通サービス	D. スポーツその他の娯楽のサービス
A. 間屋サービス	E. その他
B. 卸売サービス	
C. 小売サービス	11. 運送サービス
D. フランチャイズ	A. 海上運送サービス
E. その他	B. 内陸水路における運送
	C. 航空運送サービス
5. 教育サービス	D. 宇宙運送
A. 初等教育サービス	E. 鉄道運送サービス
B. 中等教育サービス	F. 道路運送サービス
C. 高等教育サービス	G. パイプライン輸送
D. 成人教育	H. 全ての形態の運送の補助的なサービス
E. その他の教育サービス	I. その他の運送サービス
6. 環境サービス	12. いずれにも含まれないその他のサービス
A. 汚水サービス	
B. 廃棄物処理サービス	
C. 衛生サービス及びこれに類似するサービス	
D. その他	

(出所) 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/jimu.html>)。

いる。これは職業区分に着目した分類法である。

サービス貿易のルールを定める WTO の GATS (General Agreement on Trade in Services, サービスの貿易に関する一般協定) では、その第 19 条で多角的貿易自由化交渉のラウンドごとに漸進的な形でサービス貿易の自由化をする旨が規定されている。

なお、生産と消費に時間差がある財の貿易(図2)と異なり、サービス貿易の場合は国をまたいで絶えず生産と消費が行われることになる(図3)。その実務的な内実としては無数のパターンが存在するが、WTO の GATS では、サービス貿易のパターンを以下の4つの「様式(モード)」に分類している。

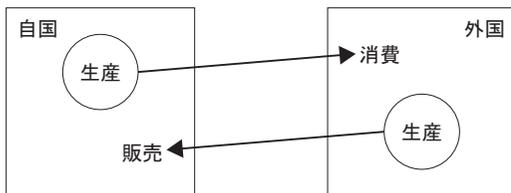
第1モード(越境取引)：ある国のサービス提供者が、自国に居ながらにして外国にいる消費者にサービスを売る様式

第2モード(国外消費)：ある国の消費者が、外国に行って現地のサービス提供者からサービスを買う様式

第3モード(商業拠点の設置)：ある国のサービス提供者が、外国に支店・現地法人などの商業拠点を設置してサービスを売る様式

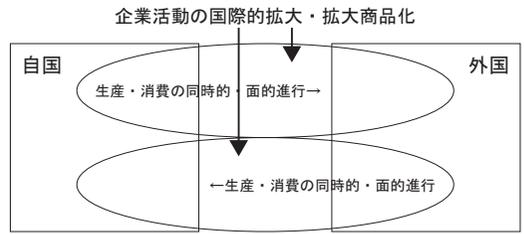
第4モード(自然人の移動)：ある国のサービス提供者が、社員や専門家を外国に派遣して、外国にいる消費者

図2 古典的なモノ(財)の貿易一般の国際取引



(出所) 伊藤 (1989), 図4を修正。

図3 サービス貿易一般の国際取引



(出所) 伊藤 (1989), 図4を修正。

にサービスを売る様式

(2) サポートリング・インダストリーとしてのサービス部門の重要性と課題

サービス産業はそれ自体の重要性のみならず、「製造業のためのサポートリング・インダストリー」としても重要な役割を負っている。たとえば輸送サービスは、製造業企業の行う部品調達、最終組み立てに不可欠の役割を担っている。現在東アジアにおいては中間財生産と最終組み立てが産業内貿易として行われているため、国際輸送サービスの重要性は同地域で非常に高まっている。

また医療サービスの貿易について考えると、これまで手術などの医療サービスの提供は、外国人医師と患者が国境をまたいで(つまり第1モードで)行われることはなく、患者が医師の国に出向くか(第2モード)、医師が患者の国で開業するか(第3モード)、医師が個人として患者の国に出向くか(第4モード)しなければならない。このように考えると、技術的な実行可能性(technical feasibility)がサービスの貿易可能性の重要な鍵となる。しかしIT技術の進展をはじめとして、遠隔操作を通じた医療サービスの提供なども可能になってきている。たとえば日本の離村に所在する患者に対して都市部の医師が動画モニターを通じて健康アドバ

イスを行うことは実際に行われている。国際的な貿易の場合も原理的にはそれが可能であるが、制度的にそれが許されるかどうかは法的な課題となる。したがってサービス貿易の拡大にあたっては、技術的な実行可能性に加えて制度の国際的統一も鍵を握ることとなろう。

財貿易の自由化交渉と同様、サービスの自由化によって健全な意味での競争が促進され、効率的なサービスの生産と消費を実現させることがWTOをベースとした多角的サービス自由化交渉の理念である。WTOのGATSにおいて行われるサービス交渉は、前述の4つのモードごとにサービス貿易の障壁を少なくしていくことで、自由なサービス貿易を実現する目的を持っている。財貿易の自由化が進み、サービス分野の規制改革の重要性が相対的に高まってきたことや、製造業を支えるサポーティング・インダストリーとしてのサービスの役割を考えると、サービス貿易の自由化は経済全体に大きなメリットをもたらす。

(3) サービス貿易統計の限界

現在のサービス貿易統計の限界として、その実態を外部から捕捉することが困難である点を指摘できる。「組織内非市場取引」としての国際的な企業内取引（たとえば本社から海外子会社への知識やノウハウの提供をメールや電話会議で行うこと）は、価値のある情報サービスの提供であり、概念的にはサービス貿易であろう。しかしながら、これらを統計的に捕捉することは困難で、結果的にサービスの取引規模が実態よりも過小評価されることにつながっている。

サービス貿易をモードごとに考えると、第1モードは主にIT技術を用いた越境取引である

が、たとえば同一企業間での経営に関する指示やアドバイスなどは、親会社と子会社の間で国をまたいで行われた場合、いわば企業内コンサルティングサービスの貿易とも考えられる。しかしそのような取引内容は企業機密にも関わるため、一部しか公表されていないであろう。したがって現状では、別の企業間か企業-消費者間の市場を通じた取引を中心に第1モードによるサービス貿易として把握されることになる。第2モード（国外消費）は企業-消費者間の取引であるが、サービス提供を行う企業（たとえばホテル）が消費者の国籍ごとに売り上げ情報を整理しているとは考えられない。第3モード（商業拠点の設立）は外国での企業活動のため、送り出し国も受け入れ国も統計に盛り込みづらいのが現状である。そして第4モード（人の移動）もまた、外国人による個人としてのサービス提供を国が定期的に把握する体制は整っていないのがほとんどの国の現状である。製造業におけるサービス化の流れも考え合わせると、結局現行のサービス貿易統計はモード1の一部のみが記録されたものに過ぎず、実際のサービス貿易は統計の数値以上に行われていることが推測される。しかしながら、国家間で法制度の統一がさらに進むことで、いずれのモードでもさらにサービス貿易が拡大する可能性は高い。

2 サービス貿易自由化にむけた取組

(1) WTOにおける自由化

GATT時代最後の交渉ラウンドとなったウルグアイ・ラウンド（交渉期間は1986-1995年）では、金融、運輸、通信、建設、流通等の広範なサービス分野を対象として、サービ

スの貿易に関する一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）が合意された。GATSでは、WTO加盟各国から他の加盟国へのリクエスト（自由化の要望）とオファー（自由化の提案）の交渉結果として合意された約束表（commitment table）に基づいてサービス貿易の開放を行っている。この約束表では「ポジティブ・リスト方式」、すなわち市場開放を行う分野をリストアップする方法が採用されている。ただし、ポジティブ・リスト方式では、「どの分野の市場開放の約束がまだなされていないか」という全体像がつかめず、これがGATSの大きな限界となっている。これに対し、対外的な市場開放を行わない分野のみをリストアップする方式は「ネガティブ・リスト方式」と呼ばれ、より高いレベルの自由化や透明性を確保しやすいと言われている。FTAにおけるサービス関連の章では、GATS同様にポジティブ・リスト方式が採用されていることが多い。ただしNAFTAなど米州諸国の関わるFTAはネガティブ・リストを採用し、「自由化しない分野」のほうをリストアップしている。

(2) なぜサービス自由化が進まないのか？

GATSを通じたサービス貿易の自由化約束の度合いは、全体的に非常に低い水準であるのが現状である。この背景としては、サービス貿易の自由化交渉が農業交渉の進捗に左右されてきたこと、開発途上国と先進国の利害対立、サービス貿易に対する規制が重要な国内政策に関わっていること、サービス貿易の実態や障壁の把握が困難なこと、さらにポジティブ・リスト方式やリクエスト・オファー方式などの自由化交渉の方式に内在する問題が挙げられる（高澤、2006）。さらには、国境措置としての財貿

易の場合と異なり、サービス貿易の自由化は国内規制の変更を伴う政策であり、産業政策や雇用政策など国内政策との関わりも大きく、主権国家としてのWTO加盟国はサービス貿易の市場開放に内政干渉的な意味合いを見て取り、消極的になりがちである。

このような背景から、現況ではGATSと並行して地域限定的なFTAの枠組みでのサービス貿易自由化が進展しており、GATSの約束のレベルを超えた自由化が実現しているケースもある。サービス貿易の自由化はWTOにおいて多角的に進めていくことが最重要ではあろうが、2001年より10年以上に亘って交渉の成果が見えないドーハ開発アジェンダの現状に鑑みると、セカンドベストとしてFTAを通じた貿易自由化を目指していくことが重要な政策課題となっている。

(3) FTAにおけるサービス自由化

日本が締結したFTAにおいては、GATSでの規律及び分野別自由化の約束をベースとしながら、それらを前提として、GATSを上回る自由化、いわゆる「WTOプラス」の確保が目指されている。興味のある読者は、日本政府の発行する「不公正貿易報告書」をオンラインで入手し、サービス貿易の章を閲覧することで日本の発効済みFTAにおけるサービス貿易関連規定がどのようになっているかを確認してほしい。実は日本の既存のFTAでは、ポジティブ・リスト方式とネガティブ・リスト方式の約束表が混在していることがわかるであろう。なお、FTA下でのサービス貿易では、最恵国待遇と内国民待遇という貿易政策の二大原則が必ずしも法的に保障されていない。たとえば最恵国待遇の規定が存在しない場合、外国の差別的な

サービス規制が自国のサービス提供者の利益を損ないかねない。そこで各国政府はいわば競争的に2国間（あるいは複数国間）でFTAを締結し、自由化度を高めようとしている。

1つ1つのFTAを「線」にたとえらるるならば、今後はこれら複数の線的FTAを統一して「面」的な広域FTAにまで広げることがサービス貿易に関しても重要な政策課題となる。具体的には、環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement：TPP）、ASEAN+6諸国で交渉中の東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）などがアジア太平洋地域におけるサービス貿易の規律を一元化するうえでの実質的な受け皿となり得るであろう。

3 サービス貿易に関する最近の研究動向の課題と展望

GATSにせよFTAにせよ、その約束表をみるだけでは、どの程度サービス貿易の自由化が進んでいるかを推測することができない。約束表の記載が定性的なものであり、そもそもサービス貿易の障壁の程度を計測することが非常に困難であるためである。それでも推計しようとする研究はいくつか存在する。そこで以下では、サービス貿易の障壁の度合いを計測するいくつかの研究について、概略を紹介したい。

Hoekman（1995）は、約束表に記載された定性的な情報をコーディングする方法を提案した。None（規制なし）を1点、Limitation（規制についての記述あり）を0.5点、Unbound（約束せず）を0点として個別サービス分野ごとに自由化の程度を集計して“ホクマン指数

（Hoekman Index）”を算出している（満点は1となる）。もちろん規制（Limitation）の種類は様々であり、それら規制が貿易に与える影響の度合いも異なる。しかしながら、これを定量的に評価することは容易ではないため、規制を一律0.5点と単純化したのがホクマン指数である。この指数は、分析したい協定の約束表を入手すれば誰でも算出可能である。

この指数化の手法を用いて、ASEANを中心とした広域的FTAについてサービス規制の自由化度合いを算出した結果を表3に示す。まず気がつく点は、GATSおよびすべてのFTAに関し、ホクマン指数が0.5を下回っている点である。すなわちUnbound（約束せず）の分野が相対的に非常に多いことが分かる。満点が1点であることを考えると、FTAにおける約束状況でさえ、決して高い水準のものとはいえないのが現状である。

またDee（2005, 2009）はサービス貿易の障壁に関してさらに踏み込んだ分析を行った。具体的には、世界各地域の代表的な国々の航空旅客サービス、銀行サービス、流通サービス、発電サービス、海洋輸送サービス、各種専門家サービスおよび電気通信サービスについての政策を重み付けし、規制の度合いを外国事業者向けと国内事業者向けそれぞれで算出、その差をとることで、外国事業者への規制の度合いとして指数化している（ネット検索にて指数のダウンロードが可能）。

OECDにおいては、サービス貿易の規制の程度を示すサービス貿易規制度指数（Service Trade Restrictiveness Index：STRDI）を計測する研究が進行中である。具体的には、コンピュータサービス、建設サービス、専門家サービス、電気通信サービスなど、分野ごとに規制

表3 ASEANを中心とした多国間 FTA のホクマン指数（平均値）の算出

国名	GATS	AFAS package5	AFAS package7	ASEAN-中国 FTA	ASEAN-韓国 FTA	ASEAN-豪州 NZFTA
日本	0.33	—	—	—	—	—
中国	0.24	—	—	0.13	—	—
韓国	0.22	—	—	—	0.28	—
オーストラリア	0.34	—	—	—	—	0.38
ニュージーランド	0.25	—	—	—	—	0.39
ブルネイ	0.03	0.15	0.18	0.03	0.08	0.07
カンボジア	0.37	0.38	0.38	0.37	0.37	0.38
インドネシア	0.06	0.21	0.35	0.04	0.18	0.16
ラオス	—	0.10	0.33	0.02	0.07	0.12
マレーシア	0.10	0.22	0.31	0.1	0.19	0.16
ミャンマー	0.03	0.21	0.33	0.03	0.03	0.11
フィリピン	0.09	0.20	0.29	0.09	0.16	0.11
シンガポール	0.11	0.24	0.36	0.23	0.31	0.32
タイ	0.24	0.26	0.46	0.24	na	0.24
ベトナム	0.27	0.27	0.33	0.33	0.31	0.32
ASEAN 平均	0.14	0.22	0.33	0.15	0.19	0.20
総平均	0.19	—	—	0.15	0.20	0.23

(注) AFASとは ASEAN Framework Agreement on Services という ASEAN10 カ国の間で行うサービス貿易自由化の枠組みで、「パッケージ (package)」ごとに徐々に自由化度を高めている。ここでは package 5 と package 7 を比較している。

FTA のいくつかの国では、GATS において約束してある分野を掲載せずに FTA の約束表に記入しているため、ホクマン指数の算出に際し、GATS での約束分を上乗せした後の数値を示している。na：約束表が未公表につき不明。

(出所) Hoekman (1995) に掲載の算出方法 (本文の通り) に基づき計算。

の種類と内容について情報収集と専門家へのインタビューを行い、重要な規制の程度を評価、数値化するというものである。この方法は主観的な評価を用いている点で偏りが生ずる可能性があるが、同時にインタビューを用いて規制の実態面をとらえる研究として今後の発展が期待される (ただし FTA 自体を扱った内容ではなく、国内のサービス法規制の度合いを評価しようとするものである)。

Gootiiz and Mattoo (2009) はサービス貿易への規制措置について研究し、実際に採用されている規制の水準 (いつでも変更しうるもの) と比較すると WTO における各国の約束の水準は不十分であり、両者の間にはまだ大きなギャップが世界各地域および全体として存在しており、サービス政策の透明性確保が現状の課題であると指摘している。そのため、ホクマン

指数や OECD の STRI が現実のサービス貿易とどのように関連しているか、製造業の生産性や輸出、あるいは直接投資にどのような影響を与えるのかを分析することは、現在ホットな研究課題となっている。

例えば Ishido (2015) は、日本の締結する二国間 FTA についてサービス部門ごとの日系企業による新規事業所投資件数を WTO の分類に基づいて整理した上で、発効前と発効後の第3モードでのサービス貿易自由化度と商業拠点設立の投資件数との関係を考察し、FTA 発効前と後において、投資件数の平均は全体的に増加していることを示した (表4)。同時に、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンおよびベトナムにつき計量分析を行ったところ、全体として FTA 締結後のサービス部門ごとのホクマン指数とサービス企業の

表4 FTA 発効前後の日系企業によるサービス事業所の新規投資件数（部門および年平均）

日本が締結した 二国間経済連携の相手国	FTA 発効前の平均件数 (全サービス部門の平均)	FTA 発効後の平均件数 (全サービス部門の平均)	発効前後の比較
シンガポール (2002 年)	15.67	22.45	増加
メキシコ (2005 年)	2.33	4.50	増加
マレーシア (2006 年)	6.29	9.57	増加
チリ (2007 年)	0.38	0.33	減少
タイ (2007 年)	29.6	32.5	増加
インドネシア (2008 年)	7.33	26.4	増加
ブルネイ (2008 年)	0	0	変化なし
フィリピン (2008 年)	3.11	5.40	増加
スイス (2009 年)	1.4	1.75	増加
ベトナム (2009 年)	6.4	23.5	増加
ペルー (2012 年)	0.15	0	減少
平均	6.61	11.49	増加

(注) 国名に続くカッコ内には、発効年を示す。

(出所) 東洋経済新報社『海外進出企業総覧』より作成。

新規事業所設立件数との間に正の相関が有意に観察されることを指摘している（表5にFTAごと、産業ごとのホクマン指数を掲載）。

これらより、タイ、ベトナムおよびシンガポールでは、FTA 後の第3モードでのサービス貿易は活発化しており、分野的には金融、通信、建設関連サービスの開放度合いが全体として高いことが分かり、サービス分野ごとのさらに詳細な研究を行うことが重要となっている。ただしサービス自由化と新規事業所設立の間の因果関係については双方向的である可能性が高

く、企業進出がすでに活発なためにサービス貿易のFTAによる自由化を行ったのかもしれない。この点についても今後の研究が必要である。

理論的には、浦田ほか（2011）が指摘するように、サービス貿易では、モードごとにその決定要因が異なる。すなわち、第1モード（越境取引）はサービス提供を行うそれぞれの国の要素賦存の差が比較優位につながるとするヘクシャー＝オリーン理論が、第2モード（国外消費）は生産技術の違いが比較優位につながるとするリカード理論が、第3モードおよび第4

表5 第3モード（商業拠点設立を通じたサービス提供）におけるサービス貿易自由化度のホクマン指数（日本の締結した ASEAN 諸国との二国間経済連携協定ごと）

WTO の定義する サービス部門	日シンガポール EPA	日マレーシア EPA	日タイ EPA	日インドネシア EPA	日フィリピン EPA	日ベトナム EPA	平均
1. 実務サービス	0.87	0.47	0.28	0.14	0.20	0.52	0.41
2. 通信サービス	0.50	0.55	0.32	0.44	0.39	0.73	0.49
3. 建設サービス及び関連の エンジニアリングサービス	1.00	0.05	0.40	0.40	0.00	1.00	0.48
4. 流通サービス	0.80	0.00	0.22	0.00	0.15	0.80	0.33
5. 教育サービス	0.80	0.05	0.55	0.15	0.75	0.50	0.47
6. 環境サービス	0.00	0.00	1.00	0.00	0.16	0.75	0.32
7. 金融サービス	0.66	0.59	0.18	0.33	0.62	0.87	0.54
8. 健康に関連するサービス及び 社会事業サービス	0.40	0.25	0.00	0.13	0.19	0.50	0.25
9. 観光サービス及び旅行に関連する サービス	0.67	0.13	0.19	0.25	0.44	0.50	0.36
10. 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.40	0.30	0.00	0.00	0.00	0.25	0.16
11. 運送サービス	0.31	0.06	0.13	0.06	0.37	0.29	0.20
平均	0.58	0.22	0.30	0.17	0.30	0.61	0.36

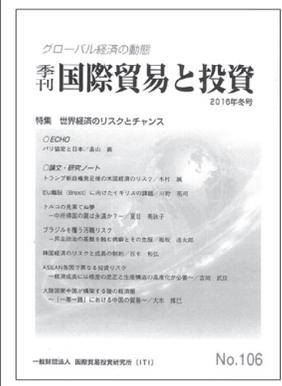
(出所) それぞれの二国間経済連携協定に付属の約束表より算出。

モードはともに生産要素の国際的な移動で、海外直接投資に関する理論が適用できる可能性があるが、いずれも理論をベースとする実証研究は今後の課題となっている。このように、まだまだ全体が把握されていないサービス貿易の実態と自由化のもたらす可能性がどこに潜んでいるかを新たに突き止めていく作業は、サービス企業関係者や経済分析者にとってエキサイティングかつ「未知との遭遇」的な研究課題である。

【参考文献】

伊藤元重 (1989), 『サービス貿易の現状とその自由化について—貿易理論からの視点—』, ファイナンシャル・レビュー, April, pp.1-19, 大蔵省財政金融研究所。
 浦田秀次郎・小川英治・澤田康幸 (2011) 『はじめて学ぶ国際経済』, 有斐閣アルマ。
 高澤美有紀 (2006), 『WTO ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉』, レファレンス, 国立国会図書館調査および立法考査局, pp.153-170。
 Dee, Philippa (2005), "A Compendium of Barriers to Services Trade", prepared for World Bank, available at <https://www.gtap.agecon.purdue.edu/resources/download/3492.pdf> (accessed January 8, 2012).
 Dee, Philippa (2009), "Services Liberalization toward the ASEAN Economic Community", Chapter 2 in Shujiro Urata, et al. (2009) ERIA RESEARCH PROJECT 2009 No. 3, "Tracing the Progress toward the ASEAN Economic Community". <http://www.eria.org/research/y2009-no3.html> (accessed March 12, 2011).
 Gasos, Jorge and Kalus-Dieter Thoben (eds.) (2003),

E-Business Applications: Technologies for Tomorrow's Solutions, Berlin : Springer.
 Gootiiz, Batshur and Aaditya Mattoo (2009) "Services in Doha: What's on the Table ?", Policy Research Working Paper, WPS4903. http://www-wds.worldbank.org/external/default/main?pagePK=64193027&piPK=64187937&theSitePK=523679&menuPK=64187510&searchMenuPK=64187283&theSitePK=523679&entityID=000158349_20090416133806&searchMenuPK=64187283&theSitePK=523679 (accessed 14 January 2011).
 Hoekman, B. (1995) "Assessing the General Agreement on Trade in Services", World Bank Discussion Paper No.307, World Bank, Washington DC.
 Hoekman, Bernard, Will Martin and Aaditya Mattoo (2009), "Conclude Doha: It Matters!", World Bank Policy Research Working Paper 5135, World Bank, Washington DC.
 Ishido, Hikari (2015) "Trade in Services and Japan's Bilateral FTAs : Empirics on their impacts", RIETI Discussion Paper Series 15-E-012.
 OECD (2003) "Quantifying the Benefits of Liberalising Trade in Services". [http://books.google.co.jp/books?id=eMP_d-upbYC&pg=PA150&lpg=PA150&dq=Hoekman+Commitment+Index+ \(1995\)&source=bl&ots=M0hjel7bXy&sig=c1IrpqQ3aAb5xzbr2GhCaoGvXo&hl=ja&ei=o6-JS7-WLM-LkAX19-2TDw&sa=X&oi=book_result&ct=result&resnum=10&ved=0CEkQ6AEwCQ#v=onepage&q=Hoekman % 20Commitment % 20Index % 20 \(1995\) &f=false](http://books.google.co.jp/books?id=eMP_d-upbYC&pg=PA150&lpg=PA150&dq=Hoekman+Commitment+Index+ (1995)&source=bl&ots=M0hjel7bXy&sig=c1IrpqQ3aAb5xzbr2GhCaoGvXo&hl=ja&ei=o6-JS7-WLM-LkAX19-2TDw&sa=X&oi=book_result&ct=result&resnum=10&ved=0CEkQ6AEwCQ#v=onepage&q=Hoekman % 20Commitment % 20Index % 20 (1995) &f=false) (accessed 14 January 2011).
 OECD (2009) "Testing the Services Trade Restrictiveness Index: Gravity Regressions and Trade Costs Analysis", a paper presented at OECD Experts Meeting on the Services Trade Restrictiveness Index (STRI) , Paris, 2-3 July 2009. http://www.oecd.org/document/9/0,3343,en_2649_36344_374_41524105_1_1_1_37431,00.html, (accessed 14 January 2011).



グローバル経済の動向
季刊 国際貿易と投資
2016年冬号

特集 世界経済のリスクとチャンス

◎ECHO
 「日米貿易交渉」の進展
 ①「TPP」の交渉状況
 ②「TPP」の交渉状況
 ③「TPP」の交渉状況
 ④「TPP」の交渉状況
 ⑤「TPP」の交渉状況
 ⑥「TPP」の交渉状況
 ⑦「TPP」の交渉状況
 ⑧「TPP」の交渉状況
 ⑨「TPP」の交渉状況
 ⑩「TPP」の交渉状況

—編輯者 国際貿易投資研究所 (ITI) No.106

「特集」
世界経済のリスクとチャンス

「ECHO」パリ協定と日本(畠山 葉)
 【論文・研究ノート】トランプ新政権発足後の米
 国経済のリスク(木村 誠) / EU離脱に向けたイ
 ギリスの課題(川野 祐司) / トルコの見果てぬ夢
 (夏目美詠子) / ブラジルを覆う汚職リスク(堀坂
 浩太郎) / 韓国経済のリスクと成長の制約(百本
 和弘) / ASEAN各国で異なる投資リスク(吉
 岡 武臣) / 大陸国家中国が構築する陸の経済圏
 (大木 博巳) / 中国のPPPモデルの現状と期待
 (江原 規由) / 日中韓FTA交渉の戦略的重要性
 に関する再検討(久野 新) / 2015年のACFT
 AとAFTTAの関税削減効果を探る(高橋 俊
 樹) / APECは何を成し遂げたか(山澤 逸平)

季刊「国際貿易と投資」は年4回発行
 頒布価格(年間購読料)・10000円
 ※お問合せ、ご購入をご希望の方は左記までご連絡ください。
 発行：一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)
 〒104-0045
 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階
 TEL: 03 (5148) 2601 FAX: 03 (5148) 2677
 E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp URL: <http://www.iti.or.jp/>

季刊 国際貿易と投資
 2016年冬号
 発行：2016年12月
 頒布価格：25000円